○防衛省告示第六十号

海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十八年三月十日

防衛大臣　中谷　元

期　間　平成二十八年三月十七日から同年五月十八日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

区　域　沖縄島南方海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線及び(ア)の点と(オ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度二四四メートルまでの間

(ア)　北緯二五度一四分一五秒　東経一二七度三四分五三秒
(イ)　北緯二四度一六分四五秒　東経一二七度三四分五三秒
(ウ)　北緯二四度一六分四五秒　東経一二八度三九分五三秒
(エ)　北緯二五度〇四分四五秒　東経一二八度三九分五三秒
(オ)　北緯二五度一四分一五秒　東経一二八度二九分五三秒

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○東北地方整備局告示第五十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月十日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

路線名　供用の開始の区間　図面縦覧場所

四十八号　仙台市青葉区下愛子字窪四二番一から同市青葉区下愛子字山岸一番一まで　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年三月十日

○関東地方整備局告示第五十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月十日

関東地方整備局長　石川　雄一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
川越市大字小仙波字深町七〇五番五地先から同市大字小仙波字深町七〇五番一地先	前	三三・〇一～三七・〇六メートル
	後	三三・〇一～三九・五三メートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局大宮国道事務所

○関東地方整備局告示第五十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月十日

関東地方整備局長　石川　雄一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十六号	川越市大字小仙波字雑敷八九〇番一から同市大字小仙波字深町七〇五番五地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局大宮国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年三月十日

○関東地方整備局告示第五十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月十日

関東地方整備局長　石川　雄一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十六号	川越市大字小仙波字雑敷八九〇番一から同市大字小仙波字深町七〇五番五地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局大宮国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年三月十日

○関東地方整備局告示第六十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月十日

関東地方整備局長　石川　雄一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十六号	川越市大字小仙波字雑敷八九〇番一から同市大字小仙波字深町七〇五番五地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局大宮国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年三月十日

○関東地方整備局告示第六十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月十日

関東地方整備局長　石川　雄一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十六号	川越市大字小仙波字雑敷八九〇番一から同市大字小仙波字深町七〇五番五地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局大宮国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年三月十日

○関東地方整備局告示第六十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月十日

関東地方整備局長　石川　雄一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十六号	川越市大字小仙波字雑敷八九〇番一から同市大字小仙波字深町七〇五番五地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局大宮国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年三月十日

○関東地方整備局告示第六十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月十日

関東地方整備局長　石川　雄一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十六号	川越市大字小仙波字雑敷八九〇番一から同市大字小仙波字深町七〇五番五地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局大宮国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年三月十日

○関東地方整備局告示第六十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月十日

関東地方整備局長　石川　雄一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十六号	川越市大字小仙波字雑敷八九〇番一から同市大字小仙波字深町七〇五番五地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局大宮国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年三月十日

○関東地方整備局告示第六十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月十日

関東地方整備局長　石川　雄一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十六号	川越市大字小仙波字雑敷八九〇番一から同市大字小仙波字深町七〇五番五地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局大宮国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年三月十日

○関東地方整備局告示第六十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月十日

関東地方整備局長　石川　雄一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十六号	川越市大字小仙波字雑敷八九〇番一から同市大字小仙波字深町七〇五番五地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局大宮国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年三月十日

○関東地方整備局告示第六十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月十日

関東地方整備局長　石川　雄一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十六号	川越市大字小仙波字雑敷八九〇番一から同市大字小仙波字深町七〇五番五地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局大宮国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年三月十日

○関東地方整備局告示第六十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月十日

関東地方整備局長　石川　雄一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十六号	川越市大字小仙波字雑敷八九〇番一から同市大字小仙波字深町七〇五番五地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局大宮国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年三月十日

○関東地方整備局告示第六十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月十日

関東地方整備局長　石川　雄一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百九十八号	市川市田尻二丁目五四七番一地内（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局首都国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年三月十日

○近畿地方整備局告示第三十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月十日

近畿地方整備局長　山田　邦博

一　施行者の名称　兵庫県

二　都市計画事業の種類及び名称　中播都市計画道路事業三・五・百二号城東線

三　事業施行期間　自平成二十八年三月十日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　兵庫県姫路市鍵町、本町、河間町、八代及び伊伝居地内

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第三十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月十日

近畿地方整備局長　山田　邦博

一　施行者の名称　兵庫県

二　都市計画事業の種類及び名称　東播都市計画道路事業三・四・八号朝霧二見線及び三・三・百一号江井ヶ島松陰新田線

三　事業施行期間　自平成二十八年三月十日至平成三十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　兵庫県明石市大久保町江井島字池下、字西辻ヶ鼻、字辻ヶ鼻及び字道下並びに大久保町西嶋字大原、字下カジヤ、字上カジヤ、字中スジ及び字北ヶ市地内

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第三十四号

淀川水系に係る指定区間外の一級河川について、昭和四十七年八月十一日付けで告示された建設省告示第千四百三十九号を次のように改める。

関係図面のうち、第四十六号図を改める。

その関係図面は、国土交通省近畿地方整備局及び同局猪名川河川事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年三月十日

近畿地方整備局長　山田　邦博

（図面省略）

○中国地方整備局告示第二十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月十日

中国地方整備局長　丸山　隆英

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二号	岩国市守内字あら谷五三番一から同市瓦谷字岩屋二六五番一まで	中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年三月十日